

奈 個 情 第 1 2 号
令和2年1月20日

奈良市教育委員会 様

奈良市個人情報保護審議会
会長 川 村 容 子

奈良市個人情報保護条例第10条第2項に基づく諮問について（答申）

令和2年1月10日付け奈教支相第614号で諮問のあった「平成30年3月23日付け奈個情第29号答申に係る「学びなら」推進事業に係る電子計算機の結合について」の変更について（諮問実施機関 教育委員会教育部教育センター教育支援・相談課）、下記のとおり答申します。

記

第1 審議会の結論

奈良市立小学校の児童の学力の向上と教職員の資質向上を図るため、「学びなら」学力向上システムにおいて、奈良市教育委員会が管理するセンターサーバ（以下「センターサーバ」という。）とオンラインで結合している受託事業者が管理するクラウドサーバ（以下「クラウドサーバ」という。）について、当該受託事業者の新たな契約によりクラウドサーバ運営事業者が管理するクラウドサーバ（以下「新クラウドサーバ」という。）に変更し、センターサーバと結合し、当該システムにおいて児童の個人情報を取り扱うことについては、当該事務の公益上の必要が認められ、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認める。

第2 対象事務の概要

今回の諮問事案の概要は、当審議会が平成30年3月23日付け奈個情第29号により奈良市教育委員会（以下「実施機関」という。）に答申した「「学びなら」推進事業に係る電子計算機の結合について」において、センターサーバとオンラインで結合しているクラウドサーバを新クラウドサーバに変更しようとするものである。

第3 審議会の判断

当審議会は、センターサーバと新クラウドサーバとをオンラインで結合することについて、新クラウドサーバにはクラウドサーバ運営事業者による個人情報の安全性の確保に係る措置が講じられていること、及び当該受託事業者においても新クラウドサーバの運用上の必要な安全管理措置が講じられていることから、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

○ 奈良市個人情報保護審議会委員

氏 名	役 職 名	備 考
荒 牧 裕 一	大和大学准教授	
川 村 容 子	弁護士	会 長
杵 崎 の り 子	奈良学園大学客員教授	
佐 々 木 育 子	弁護士	会長職務代理者
浜 口 廣 久	弁護士	